

松戸市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費補助事業に関するQ&A

	質問	回答
1	対象年齢はありますか。	年齢制限はありません。未成年の場合は、法定代理人（保護者等）が申請してください。その際は、申請者の本人確認書類の提示が必要です。
2	いつから購入したものが補助対象ですか。	令和6年4月1日以降に購入し、かつ購入した日の翌日から起算して1年以内が対象です。領収書等で確認します。
3	申請方法はどうすればよいですか。	健康推進課窓口に来庁いただくか、松戸市オンラインシステムでの申請が可能です。また、事前にお電話いただければ、ご不明な点をご説明いたします。
4	ウィッグの補助対象を具体的に教えてください。	ウィッグ（毛つき帽子含む）、ウィッグ装着時に皮膚を保護するネットやインナーキャップ、ウィッグ材料費（アンダーキャップ、人口毛等）、ウィッグの制作に要する経費（オーダーメイドウィッグ制作費等）が対象です。 ※対象外 付属品ケア用品（ウィッグスタンド、ブラシ、専用シャンプー、送料や手数料）
5	胸部補整具の補助対象を具体的に教えてください。	補整下着（サイズ調整やカット費含む）、ノンワイヤーソフトブラ、プレストバンド、補整用シリコンパッド、人工ニップル、人工乳房が対象です。 ※対象外 ・乳房再建術で挿入するもの ・専用洗剤、洗濯用ネット、保湿剤、送料や手数料
6	過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグ等や補整下着を購入したのですが、助成対象になりますか。	治療を受けた時期は問いません。 例）がん治療を受けた日が3年前でも、現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期間内であれば、対象となります。
7	がんの治療を過去に受けた又は現に受けていることを証明する書類を教えてください。	対象者の氏名が記載された、診断書、治療方針計画書、化学療法に関する説明書、抗がん剤治療同意書、診療明細書、お薬手帳等の写しです。
8	同じ年度で、複数回に分けて申請してよいですか。	分けての申請はできません。お手数ですが、1度にまとめて申請してください。但し、区分（①ウィッグ、②胸部補整具）が異なる場合は、分けても大丈夫です。
9	同じ年度で、既に補助申請をしましたが、上限額に達していません。追加で購入した分を申請できますか。	上限額に達しない場合でも、補助を受けられるのは原則1回です。
10	異なる年度で購入した場合、申請することはできますか。	1人に付き、申請は、それぞれの区分（①ウィッグ、②胸部補整具）ごとに1回となります。そのため、同じ区分（既にウィッグを申請していて、別の年度で再度申請）の申請はできません。但し、質問10に記載の通り、再発等の場合は除きます。
11	過去に、一度申請をしていますが、再発、転移などで異なるがんに罹患した場合、再度申請できますか。	再発、転移など異なるがんに罹患した場合は、同一年度以外でも再度の申請が可能です。そのことが分かる書類が必要です。
12	インターネットで購入した場合でも申請できますか。またポイントを使い購入した場合、補助対象となりますか。	購入した商品の領収書等があれば申請できます。領収書には、氏名、購入日、金額内訳、品名が記載されていることが必須です。 各種ポイント、クーポン等利用による割引分（利用した分）については、値引きとみなし、補助対象外となります。ポイントを引いた上での金額が記載された領収書が必要ですのでご注意ください。
13	補助金申請時の金額には消費税を含みますか。	消費税込みでの金額で申請金額を記載してください。
14	申請からどのくらいで補助金が振り込まれますか。	申請後に、市で審査を行い、特に問題がない場合は、決定通知を発行します。その後、1～2ヶ月ほどで振り込みます。